其ノ為ニ直チニ仲裁ノ開始ヲ申請シタリ。昨年二月十二日ハ第一回ノ調停ヲ行ヒタルモ解決ニ至ラズ、八月二十日中日新聞ニ掲載シタル工業組合ノ設立ハ、ソノ後組合ノ設立ヲ目的トシテ、大阪市内ニ三箇所ノ出張所ヲ設置シ、組合員ヲ募集シ、組合ノ運営ニ関シ、ソノ主ナル事業ヲ、ロイロイロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トノ通リ、ソノ一ニ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トノ事業ニ就テハ大阪工業組合ニ出願シ、ソノ他ノ事業ニ就テハ、大阪府ニ出願シ、ソノ一ニ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トノ事業ニ就テハ、大阪工業組合ハ、ソノ一ニ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トノ事業ニ就テハ、大阪府ニ出願シ、ソノ一ニ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トノ事業ニ就テハ、大阪工業組合ハ